

離島住民向け航路・航空路運賃料金の 割引制度が4月1日から始まります。

制度の利用には離島航空割引カードが必要です。

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(仮称)制度がはじまります。

平成28年4月20日、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(有人国境離島特措法)が10年間の時限立法として成立し、平成29年4月1日から施行されます。

対象地域は、有人国境離島地域が29地域148島(13都道県79市町村)、うち特定有人国境離島地域が15地域71島(8都道県29市町村)で屋久島及び口永良部島も含まれます。

国は「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(仮称)」(国費50億円)を創設。

「大きく4つのメニュー」

- ① 離島住民向け航路・航空路運賃の低廉化(交付率5.5/10)
- ② 物資輸送コストの低廉化(交付率6/10)
- ③ 滞在型観光促進(交付率5.5/10)
- ④ 雇用機会の拡充に向けた設備投資や運転資金への支援(交付率5/10)

※②④については4月下旬から5月の間に事業所及び住民説明会を開催予定です。

航路・航空路運賃の低廉化として、

屋久島町に住所を有する方を対象に**料金の割引制度が4月1日から**受けられます。

割引制度を利用するには・離島航空割引カードが必要となります。

同法では離島住民を対象とした運賃割引を行うことから、チケット購入時に島民であることの証明が必要です。その証明として現在、町民生活課で発行しています「離島航空割引カード」を航路でも代用することとなりました。

まだカードをお持ちでない方や、有効期限が過ぎたカードをお持ちの方は、宮之浦支所町民生活課または尾之間支所町民生活課、安房支所町民生活課、栗生出張所で申請してください。

※小学校就学児以上が対象です。

3月中旬～4月中旬は窓口繁忙期となりますので、窓口でお時間をいただくことがございます。

○申請に必要なもの

- ・写真(上半身 縦30mm×横25mm)1枚
※写真は上記のサイズにカットしてご持参ください。
- ・住所を確認できるもの(運転免許証、保険証等)
- ・印鑑

○発行手数料 無料

○有効期限は発行の日から3年間



制度の内容、割引カードの詳細につきましては、企画調整課までお尋ねください。

【お問い合わせ】 役場企画調整課 ☎43-5900